

2025-26 シーズン

島根スサノオマジック 公式ファンクラブ BLUE STORMERS

会員規約

第1条

本規約は、株式会社バンダイナムコ島根スサノオマジック（以下「当社」といいます。）が組織・運営する「島根スサノオマジック公式ファンクラブ BLUE STORMERS」（以下「本クラブ」といいます。）に関して、第5条の定めに基づいて本クラブへの入会手続きを行い、当社が入会を承認した者（以下「会員」といいます。）に対して適用される規約（以下「本規約」とします。）とします。

第2条（本規約の範囲）

当社の公式インターネット・ホームページ上への掲載、電子メール、各種案内等の郵便、その他当社が適切と判断する方法により当社が提示する諸規程（以下「諸規程」といいます。）も、本規約の一部を構成するものとします。本規約の定めと、諸規定の定めが抵触する場合には、諸規程の定めが優先して適用されるものとします。

第3条（本規約の内容及びサービスの変更）

当社は、本規約及び本クラブが会員に提供するサービス（各種の特典を含みます。以下「サービス」といいます。）の内容を会員より事前の同意を得ることなく随時変更することができ、会員は、これをあらかじめ了承するものとします。

第4条（電子メールの受信の同意及び当社から会員に対する通知）

- 1.会員は、本クラブの利用申込みにより、当社（当社が電子メールの送信を委託する第三者を含む。以下、本条において同じ。）が送信する電子メールを受信することにあらかじめ同意したものとします。
- 2.本規約に基づく当社から会員に対する通知その他の連絡は、電子メールをもって行うものとします。この場合、当社が会員の登録メールアドレスに電子メールを送信したことをもって、会員に対する通知が行われたものとみなされます。会員は当社から送信されたメールを速やかに確認するものとします。なお、会員情報に基づき電子メールの配信その他の方法による通知を行ったにもかかわらずこれが会員に到達しなかった場合は、当該通知が通常到達すべき時期に当社からの通知がなされたものとみなします。
- 3.メールアドレスの登録情報の誤り、判読不可能な文字化け現象等、申込内容に何らかの不具合が生じていた場合、当社が電子メールをお送りできないことがあります。電子メールの不達・誤達・遅達等により、電子メールが届かなかった場合でも、当社は一切責任を負いません。
- 4.会員は、当社からの電子メールを常に受信できるようにしなければなりません。当社は、当社からの電子メールの受信を拒否した会員に対し、その後の電子メールでの連絡を行わない場合があります。

第5条（会員）

- 1.会員とは、入会申込時において本規約の内容を承諾の上、当社指定の手続きによる入会申込みを行い、当社が入会を認めた方とします。ただし、入会申込者が申込みを行う時点において未成年の場合は、入会申込みに関し保護者の同意が必要となります。
- 2.会員は、入会申込の時点で、本規約の内容に同意しているものとみなされます。
- 3.入会申込に際しては、所定の年会費を納入するものとします。

第6条（入会の承認及び取消）

当社は、前条の入会申込者が次の各号に該当する場合を除いて、原則としてその申込みを承認し、入会申込者は、当該承認の後、会員としてサービスを利用することができるものとしま

す。ただし、当該承認後に会員が次の各号に該当していることが判明した場合、当社は、当該会員の入会申込みを取消することができるものとします。

- 1.入会申込内容に虚偽の記載、誤記、記入漏れ等がある場合
- 2.入会申込者が実在しない場合
- 3.入会申込者がいわゆる暴力団その他反社会的組織の構成員や関係者であると当社が認める場合
- 4.本規約に違反した場合
- 5.その他、会員として不適切であると当社が認める場合

第7条（会員資格の有効期間）

本規約は2025年8月1日から施行し、会員資格の有効期間は、入会申込者の申込みにかかる決済が完了したときから2026年6月30日までとします。

第8条（入会証明書）

- 1.当社が第5条及び第6条に基づく入会申込者の入会を承認する場合、入会を証する書面を発行します。
- 2.会員は、前項所定の書面とは別に、当社が別途定める方法によりデジタル会員証を取得することができるものとします。
- 3.前2項所定の入会を証する書面及びデジタル会員証（あわせて以下「入会証明書」といいます。）は、会員の氏名が記載された本人に限り利用可能とし、会員は、会員サービスの利用に際して必ず提示するものとします。会員は、サービスの利用に際して入会証明書の提示がない場合、当該サービスを受けることができないものとします。ただし、入会証明書に相当するものとして当社が別途定める書面等の提示がある場合はその限りではありません。
- 4.会員は、善良なる管理者の注意をもって入会証明書を使用し管理しなければなりません。また、会員は、他人に対し、入会証明書を貸与、譲渡、担保提供すること又は使用させること（ID又はパスワードを第三者に開示、貸与することを含みます。）を一切してはなりません。

第9条（譲渡等の禁止）

会員は、入会証明書、会員番号及び本規約に基づく本クラブの会員としての地位を、会員を含む第三者（以下「第三者」といいます。）に対しても貸与、譲渡、売買、使用許諾、名義変更、質権の設定、その他の担保に供与することはできないものとします。

第10条（会員情報の変更）

- 1.会員は、第5条の入会申込時に当社に届けた住所、電話番号、電子メールアドレス等の登録情報に変更が生じたときは、速やかにその内容を当社所定の方法により届け出ることとします。
- 2.会員は、その住所の変更に際して郵便局に対して転居届を提出する等、当社から会員宛の送付物の送付先である住所地の変更手続きに細心の注意を払うものとし、これらの注意を怠ることにより送付物の発送に関する費用が増加した場合、当該増加費用をすべて負担するものとします。
- 3.入会申込時の届出内容及び第1項の変更届出に関する責任はすべて会員が負うものとし、それが原因となり発生する情報、送付物等の不到達その他の不利益に関して、当社は一切の責任を負いません。
- 4.2回以上にわたり送付物が会員に届かない場合、当社では、その原因が解消されるまで送付物の発送を停止いたします。

第11条（退会）

会員は、当社所定の手続きを行うことにより何時でも本会を退会することができます。退会と同時に会員に基づく諸権利を失うものとします。なお、当社は年会費の返還をしないものとします。

第 12 条（自己責任の原則）

1. 会員は、サービスの利用に関して一切の責任を負うものとし、当社に対して何らの迷惑又は損害を与えないものとします。
2. サービスの利用に関連して、会員が第三者に対して損害を与えた場合又は会員と第三者との間で紛争を生じた場合、当該会員は、自己の責任と費用でこれを解決するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。

第 13 条（営業活動の禁止）

会員は、本クラブ及びサービスを利用して営利又は宗教等の特別な目的を有する行為及びその準備を目的とした行為を行ってはならないこととします。

第 14 条（その他の禁止事項）

当社は、会員が次の行為を行うことを禁止します。

1. 本クラブ及びサービスの内容に関する著作権、商標権、肖像権等の知的所有権を侵害する行為又はそのおそれがある行為
2. 第三者になりすまして本クラブに入会する行為
3. 他の会員になりすましてサービスを利用する行為
4. 特典等を第三者に販売する行為
5. 当社又は第三者を誹謗中傷する行為
6. 当社又は第三者に不利益を与える行為
7. 本クラブの運営を妨げるような行為
8. 申込書・申請書などの提出書類等において虚偽の内容を記載し、あるいは虚偽の報告をする行為
9. 前各号の他、本規約、法令又は公序良俗に違反する行為、若しくはそれらのおそれがある行為、その他会員としてふさわしくない行為
10. 前各号の行為を第三者に行わせる行為

第 15 条（会員資格の喪失）

1. 会員は、以下の各号のいずれかに該当した場合、会員資格を喪失するものとし、当社は、当該会員に対し、予告なく退会の処分を行う場合があります。
 - 1) 入会申込みが取消された場合
 - 2) 第 11 条に基づいて退会した場合
 - 3) 会員が死亡した場合
 - 4) 会員が本規約に違反した場合
 - 5) 入会申込者又は会員が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます。）に該当している場合
 - 6) 入会申込者又は会員が、自ら又は第三者を利用して次の①から⑤のいずれかに該当する行為をした場合
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を越えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて当社の信用を毀損し、又は当社の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他①から④に準ずる行為
 - 7) B.LEAGUE 会員の会員登録の解除、アカウントの利用停止などの措置がとられた場合
 - 8) その他会員として不適当であると当社が合理的に認める場合

2. 前項の場合、当社は、会員又はその相続人等に対して年会費を返却しません。

第 16 条（年会費等の諸費用）

1. 第 7 条の有効期間に対応する本クラブの年会費は、会員種別に応じて当社が別途定める年会費を支払うものとします。会員は、有効期間が更新された場合、更新後の年会費を支払うものとします。（年会費が発生しない会員種別に関しても同様といたします。）。
2. 会員は、年会費等を当社の定める方法に寄り当社の定める時期までに支払うものとし、会員が指定した決済方法で決済されることに同意します。
3. 年会費以外の利用料金の支払を要する有料サービスを行う場合、当社は別途その利用料金を定めて会員に対して明示します。
4. 当社は、理由の如何を問わず年会費を会員に対して返却いたしません。
5. 第 1 項の年会費等の支払に必要な振込手数料その他の費用は、原則会員の負担とします。
6. 会員が当社から会員に対する送付物の送付先を日本国外に指定した場合は、会員は、送付物の郵送に必要となる費用を別途負担するものとします。

第 17 条（本会の終了）

1. 当社は、1 ヶ月前までに会員に対して告知することにより、当社の裁量で本会を閉会し、会員に対するサービスの提供を中止することができます。
2. 当社が前項の措置をとったことにより会員又は第三者が損害を蒙った場合でも、当社は、一切の責任及び損害賠償義務を負わないものとします。

第 18 条（免責）

当社は、会員の本クラブ及びサービスの利用により会員又は第三者が被った損害については、一切の責任を負わないものとします。

第 19 条（会員情報の利用目的）

1. 当社は会員の個人情報に関係法令及び当社が別途定める「個人情報保護方針」に従って取り扱うものとし、会員はこれを承諾するものとします。また、本条の定めは会員資格の有効期限の満了後又は終了後も、有効に存続するものとします。
2. 当社は、個人会員の氏名、住所、電話番号、性別、生年月日及び電子メールアドレス、年会費の決済に必要な情報、当社関連商品及びサービスの利用履歴等会員に関する情報を取得するものとし、当該情報の保護に必要かつ適切な措置を講じることとします。
3. 当社は、取得した個人情報を以下の目的で利用いたします。
 - 1) 会員向けチケット販売、グッズ販売
 - 2) 会員向け特典（サービス・商品）の案内、提供、管理
 - 3) 会員向けメールマガジン等の提供
 - 4) 当社のサービス・商品等に関するアンケートの実施
 - 5) 新たなサービス・商品の開発
 - 6) 各種イベント、懸賞、キャンペーンの案内及び各種情報の提供
 - 7) 当社のサービス・商品提供に関する郵送、e メール等による連絡
 - 8) 会員個人を特定することができない形式により対外統計資料としての提供
 - 9) マーケティング調査、分析、統計、市場把握
 - 10) 問い合わせ、依頼等への対応

第 20 条（個人情報の第三者提供）

当社は、法令に基づく場合その他「個人情報の保護に関する法律」に定める場合を除き、当社が取得する会員の個人情報を、会員の同意を得ないで第三者（当社が、本クラブに関する業務を委託するもの及びその再委託先を除く）に対して提供しないものとします。

第 21 条（準拠法）

本規約の成立、履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

第 22 条（専属的合意管轄裁判所）

当社及び会員は、当社と会員との間で本規約、本会及びサービスの利用に関して訴訟の必要が生じた場合、松江地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意するものとします。

第 23 条（反社会的勢力の排除）

1. 当社は入会申込者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、準暴力団（集团的又は常習的に暴行、傷害等の暴力的不法行為等を行っている暴力団に準ずる集団）及びその構成員、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団及びこれらに準ずる団体並びにこれらの構成員等を指す。）又は反社会的勢力が経営に実質的に関与している団体等（以下、まとめて「反社会的勢力等」といいます。）に該当していると認められる場合又はその疑いが認められる場合、入会の申込を拒否することができるものとします。

2. 会員が反社会的勢力等に該当していると認められる場合又はその疑いが認められる場合、当社は、支払済みの会費を払い戻すことなく、当該会員の会員資格を取り消すことができるものとします。

第 24 条（問い合わせ先）

この規約についてのお問合せ、又本規約に基づく通知は、次の宛先までお願いします。

〒690-0826 島根県松江市学園南一丁目 2 番 1 号 くにびきメッセ 4F

島根スサノオマジック 公式ファンクラブ事務局

fc@susanoo-m.com

付則：本規約は、2025 年 8 月 1 日より実施するものとします。